

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の影響を受けた子どもや生活困窮者など社会的弱者の生活を支えることを目的とした事業や活動（以下「事業等」とい。）を支援することにより、地域課題の解決を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動しているNPO法人とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、社会的弱者の生活を支えることを目的とした事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る事業等
- (3) 男女共同参画社会の形成を図る事業等
- (4) 子どもの健全育成を図る事業等
- (5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する事業等
- (6) その他社会的弱者の生活を支える事業等で知事が認める事業等

(補助率、補助限度額等)

第5条 補助率は、補助対象事業費の10/10とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

- 2 補助限度額は、30万円とする。
- 3 補助対象事業費が、15万円未満の補助事業は補助の対象としない。
- 4 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 5 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受けている場合は、補助の対象としない。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）

- (3) 申請団体調書（様式第1号の4）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（調査）

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（選考委員会）により行う。

2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合
- (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(別表)

補助対象経費は、その費用の項目別に次のとおりとする。

費目	内容	留意事項
報酬	補助事業の実施に必要なスタッフの人件費 ※法人の給与基準に基づく額とする	法人の経常的な運営に係るスタッフの人件費は不可
共済費	上記に係る法定福利費	上記に係る法定福利費は不可
報償費	補助事業実施に係る外部講師、ボランティア等への謝金	社会通念上妥当と認められる範囲の額
旅費	補助事業に必要な移動に係る交通費、ガソリン代、宿泊費（食費除く）	
需用費	補助事業に必要な物品、オンラインに必要な機器（タブレット端末、Wi-Fiルーター等）、消耗品、感染予防物品（マスク、マウスシールド、ゴム手袋、消毒液等）の購入費、印刷製本費	購入単価5万円未満のもの 法人の経常的な運営にかかる消耗品で、補助事業に要したものと判断が難しい物や、個人所有となる被服費等は不可
保険料	ボランティア等の保険料	
通信運搬費	補助事業に必要な通信費（オンラインツールの有料プラン等）、書類・広報誌の郵送代	個人名義の携帯電話等に関する通信費、補助事業に要した物と判断が難しいものは不可
委託料	補助事業のうち外部委託にかかる委託料	補助事業のうち主要な事業にかかる委託や事業予算の50%を超える委託は原則不可
使用料及び賃借料	補助事業に必要な機器、リース料、レンタカー、会場使用料、コピー使用料、オンラインに必要なITツール導入費等	
備品購入費	補助事業に必要な機材、オンラインに必要なパソコンやタブレット端末等の購入費等	購入単価5万円以上のもの 定められた期間内に処分（譲渡・売却等）を行う場合は、知事の承認が必要
その他	その他、補助事業に係るもので、知事が認めたもの	法人の運営に係る経常的な経費（家賃・光熱水費・役員報酬等）、補助事業の実施に直接必要とは認められない法人の活動経費、交付決定前の経費は不可

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第1号の2)
- 3 収支予算書 (様式第1号の3)
- 4 申請団体調書 (様式第1号の4)
- 5 その他添付資料

事業計画書（全体）

事業名	
<p>①事業の目的（地域の課題等を明確にしたうえで記載してください）</p> <p>②事業の概要（詳細は別紙に記載してください）</p> <p>③期待される事業効果（事業の成果などを記載してください）</p>	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

事業の詳細、実施方法、実施スケジュールなどを記載してください。

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数

※ 団体等の年間事業全体ではなく、補助対象となる事業のみを記載してください。

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

申 請 団 体 調 書

団 体 名			
代 表 者	氏名	年齢	歳
	住所 〒		
	電話	ファックス	
主たる事務所の所在地 または、事務担当者連絡先	1 事務所（事務担当者）あり 住所 〒 電話 連絡者 職・氏名 ファックス 2 代表者に同じ		
設立年月日	年	月	日（活動歴 年）
団体の目的			
活 動 実 績 ・ 内 容	年度	年度	年度

※補助金交付申請団体の概要をご記入ください。

※活動内容がわかるパンフレット・チラシ類、資料等があれば添付してください。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則第 5 条第 1 項及び山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり交付決定します。

なお、補助対象事業費の決算額が山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 3 項に規定する金額を下回った場合には、補助金を交付しませんので、御留意ください。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更を使用とする場合又は交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合
 - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
 - (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金事業
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（※変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第4号の2)
- 2 収支決算書 (様式第4号の3)
- 3 その他添付書類

事業報告書

事業名（全体）				
個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数
◇事業の成果				

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
 団体名
 代表者名 印
 T E L

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払い方法

- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)
- (3) フリガナ 口座名義
- (4) 口座番号 No.

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
TEL

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金財産処分承認申請書

山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県地域課題解決のためのNPO活動支援事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類